

# 引越運賃料金

令和3年4月1日、総額表示方式に伴う改正運賃料金

## 引越運賃に係る範囲（課税事業者用）

### I . 距離制運賃

(単位:円)(消費税込み)

①集荷運賃（集荷地から発送拠点までの運賃となります。）

	100km	110km	120km	130km	140km	150km	以降10km増す毎に
カーゴ	17,490	19,360	20,130	20,900	21,780	22,550	880
2トン	48,840	54,010	56,210	58,520	60,830	63,030	2,310

※カーゴ料金：1カーゴ単位

※50km以内はチャーター運用可

②配達運賃（到着拠点から配送地までの運賃となります。）

	100km	110km	120km	130km	140km	150km	以降10km増す毎に
カーゴ	17,490	19,360	20,130	20,900	21,780	22,550	880
2トン	48,840	54,010	56,210	58,520	60,830	63,030	2,310

※カーゴ料金：1カーゴ単位

※50km以内はチャーター運用可

③幹線運賃（拠点間の輸送料金になります。）

換算重量／距離	100km	110km	120km	130km	140km	150km	160km	170km	180km	190km	200km	220km	240km	260km
1kgあたり	11.7	13.3	13.9	14.5	15.1	15.6	16.2	16.7	17.4	17.9	18.5	19.5	20.5	21.5
換算重量／距離	280km	300km	320km	340km	360km	380km	400km	420km	440km	460km	480km	500km	以降50km増す毎に	
1kgあたり	22.4	23.5	24.5	25.5	26.5	27.5	28.5	29.5	30.6	31.6	32.6	33.6	2.5	

④チャーター運賃（容積が2トン以上の場合、集荷地から配達地への直接運行となります。）

換算重量／距離	100km	110km	120km	130km	140km	150km	160km	170km	180km	190km	200km	220km	240km	260km	280km	300km	320km	340km	360km
4トン	57,530	61,490	64,130	66,660	69,300	71,830	74,470	77,000	79,640	82,280	84,810	89,430	94,050	98,670	103,290	107,910	112,530	117,150	121,770
10トン	81,730	93,500	97,350	101,310	105,270	109,340	113,300	117,370	121,330	125,290	129,250	136,290	143,330	150,370	157,410	164,450	171,490	178,530	185,570
換算重量／距離	380km	400km	420km	440km	460km	480km	500km	550km	600km	650km	700km	750km	800km	850km	900km	950km	1000km	以降50km増す毎に	
4トン	126,390	131,010	135,630	140,250	144,870	149,490	154,110	165,550	176,990	188,430	199,870	211,310	222,750	234,190	245,630	257,070	268,510	11,440	
10トン	192,610	199,650	206,690	213,730	220,770	227,810	234,850	252,230	269,610	286,990	304,370	321,750	339,130	356,510	373,890	391,270	408,650	17,380	

## II . 引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨を予め告知した場合には適用しません。

### (運賃料金の適用)

- (1) 2トンでの50kmを超える引越は①「集荷」②「配達」③「幹線」の積替え運用を実施します。
- (2) 2トン／50km超及びカーゴ運用全ての運賃は①②③の合計となります。(③幹線運賃 2トン:2,000kg カーゴ:500kg)
- (3) 配送拠点はSGムービング営業所(札幌・仙台・TOKYO BASE・西東京・西関東・名古屋・京都・大阪・神戸・福岡)と一部の都道府県はグループ会社である佐川急便の営業所を使用します。 ※SGムービングの営業所が無い都道府県
- (4) 重量は換算重量(縦m×横m×高さm×280kg)とします。ただし、実重量が換算重量を超える場合は実重量を適用します。

### (運賃料金計算の基本)

2. 運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

### (運賃計算の方法)

3. (1) 運賃は使用車両の車格及び運送距離によって、距離制運賃表に掲げてある金額で計算します。
- (2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算したうえで計算します。
- (3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

### (端数の処理)

4. 運賃又は料金を精算する場合において生じた1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

### (冬季割増)

5. 運送区間中に冬季割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。  
冬季割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北海道	11月16日 ~ 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県・岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡	12月1日 ~ 3月31日	2割

### (休日割増)

6. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。  
日曜祝祭日に運送した距離に対応する基準運賃×0.3

日曜祝祭日に運送した距離	3割
--------------	----

### (夜間・早朝割増)

7. 夜間・早朝割増の適用時間（午後8時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。  
夜間早朝割増適用時間に運送した距離に対応する基準運賃×0.3

午後8時から午前5までに運送した距離	3割
--------------------	----

# 引越運賃料金

令和3年4月1日、総額表示方式に伴う改正運賃料金

## (エリア割増)

8. 配送拠点の遠隔地ならびに、違法駐車防止等の措置が必要な中心部についてはエリア割増料金を収受します。 (単位:円)(消費税込み)

A地域	33,000	北海道 札幌市以外 ・ 青森県全域 ・ 秋田県全域 ・ 富山県全域 ・ 石川県全域 ・ 鳥取県全域 ・ 島根県全域 ・ 愛媛県全域 ・ 高知県全域 ・ 宮崎県全域 ・ 鹿児島県全域
B地域	22,000	山形県全域 ・ 新潟県全域 ・ 福井県全域 ・ 長野県全域 ・ 山口県全域 ・ 徳島県全域 ・ 香川県全域 ・ 長崎県全域 ・ 大分県全域 ・ 岩手県久慈市、二戸市、八幡平市、滝沢市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、和賀郡西和賀町、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町 ・ 福島県会津若松市、白河市、喜多方市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町 ・ 河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡小野町 ・ 東京都23区 ・ 神奈川県横浜市（港北区、鶴見区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区、南区、中区） ・ 大阪府大阪市（北区、中央区、西区、浪速区、阿倍野区、天王寺区）
C地域	11,000	栃木県日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町 ・ 群馬県沼田市、渋川市、富岡市、安中市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村、利根郡みなかみ町 ・ 山梨県韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、中巨摩郡昭和町 ・ 岐阜県高山市、中津川市、飛騨市、郡上市、下呂市、大野郡白川村 ・ 静岡県沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町 ・ 三重県伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気郡多気町、多気郡明和町、多気郡大台町、度会郡玉城町、度会郡度会町、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町 ・ 京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町 ・ 兵庫県豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、美方郡香美町、美方郡新温泉町 ・ 奈良県五條市、宇陀郡曾爾村、宇陀郡御杖村、高市郡高取町、高市郡明日香村、吉野郡吉野町、吉野郡大淀町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡下北山村、吉野郡上北山村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村 ・ 和歌山県御坊市、田辺市、日高郡美浜町、日高郡日高町、日高郡印南町、日高郡みなべ町、日高郡日高川町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡北山村、東牟婁郡串本町

## (荷役に係る料金)

9. 荷役作業（積み込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、梱包作業、開梱作業に係る費用（運転手作業員料を除く。）は、以下に定める料金を収受します。

作業人員料金(1名あたり) (単位:円)(消費税込み)

項目	荷役作業員	梱包作業員	開梱作業員
料金	24,200	24,200	24,200

※作業員料金は搬出・搬入の都度発生します。また作業員1名あたり拘束9時間、実働8時間を超える場合は残業料金30分毎に1,925円を収受します。

## (待機時間料金)

10. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積み込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受する場合があります。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(単位:円)(消費税込み)

項目	15分毎
料金	550

## (留置料)

11. 荷主の都合により留置きが発生する場合は留置料を収受します。

(単位:円)(消費税込み)

車両で留置した場合				
内容/1日あたり	カーゴ	2トン	4トン	10トン
午後→翌午前	5,250	14,650	17,260	24,520
午後→翌午後	7,880	21,980	25,890	36,780
午前→翌午前	10,490	29,300	34,520	49,040
午前→翌午後	13,990	33,000	44,000	55,000

倉庫等で留置した場合				
内容	カーゴ	2トン	4トン	10トン
0～10日以内	1,930	15,400	30,800	57,750
0～20日以内	3,850	30,800	61,600	115,500
0～30日以内	5,500	44,000	88,000	165,000
31日以降10日毎	1,930	15,400	30,800	57,750

## (依頼受付料)

12. 依頼受付については、受付方法によって下記の料金を収受します。

(単位:円)(消費税込み)

項目	WEB	MAIL(データ添付)	FAX	TEL
料金	0	550	1,100	2,200

※依頼受付WEBにしましては当社側で構築したシステムをご提供させていただきます。（お客様側システムとの連携が必要な場合は別途対応）

## (計算の順序)

13. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率等の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 4.による運賃の端数処理
- ⑤ 9.～12.による料金の計算
- ⑥ 実費の計算

## (実費負担)

14. 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料（運搬料を含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料

15. フェリーポート利用料（自動車航送船利用料）

運送区間中にフェリーポートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）+航送期間中の固定費（1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間）} ×2

## (その他)

16. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。